【研究論文】

社会福祉法人の情報開示分析

－岡山県総社市の15法人における計算書類及び現況報告書を中心に－

谷　光　　透

要旨

2016年3月31日に成立した改正社会福祉法による社会福祉法人制度改革では，(1) 経営組織のガバナンスの強化，(2) 事業運営の透明性の向上，(3) 財務規律の強化，(4) 地域における公益的な取組を実施する責務，(5) 行政関与の在り方，の5点が強調されている。

そこで本稿の目的は，第一に上記改革のうち，(2)，(3)，(4) と関連する，社会福祉法人の計算書類及び現況報告書に焦点を当てて，岡山県総社市に主たる事務所を置く15法人の分析を通して，社会福祉法人の事業運営の在り方に加えて，情報開示の問題点とその在り方について考察することである。次いで第二に，その考察結果から，我が国の社会福祉法人における事業運営と情報開示の課題を整理し，その課題解決の方向性を探ることである。

1　はじめに

社会福祉法人の主要な情報利用者としては，福祉施設の利用者，行政指導・監督を行う官公庁が存在している。また，その他の利用者として，広くは市民，債権者，寄附者及び内部の経営管理者などが存在し，さまざまな情報利用者が事業運営の透明性の向上を求めている。

そうした求めに応じて，各種の非営利法人について法定監査の導入が相次いでおり，社会福祉法人についても，2016年3月31日に成立した改正社会福祉法による社会福祉法人制度改革において，2017年4月1日以降に開始される会計年度から，一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査が導入されることになった。なお，その導入による会計監査を通して公認会計士に求められているのは，社会福祉法人の内部統制の向上や経理体制の強化に資する指摘や提言を行い，持続可能な社会保障制度の構築に貢献していく役割であると言われている（柴毅，2017，p.18)。

キーワード：社会福祉法人（Social Welfare Corporations)，計算書類（Financial Statements)，現況報告書（Current Status Reports)

その他にも，そうした社会福祉法人制度改革の流れを受けて，全ての社会福祉法人は，現況報告書並びに添付書類である収支計算書（資金収支計算書，事業活動計算書又は事業活動収支計算書）について，インターネットを活用し，公表しなければならないこととされた。

そこで本稿では，社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAM NET）で情報開示されている岡山県総社市に主たる事務所を置く全ての社会福祉法人15法人（以下，15法人と略称する）について，15法人間の経営指標や現況報告書の内容の比較を通して，事業運営の在り方に加えて，情報開示の問題点とその在り方を考察する。

なお，これら15法人を採用した理由は，筆者が本稿の執筆以前から岡山県内の地理に精通しており，岡山県における医療福祉の提供体制に強い関心を持っているからである[1)]。また，社会福祉法人の事業運営が法人毎に多様であり，地域を限定しなければ社会福祉法人の多様な事業運営が把握できないからである。なお，これら15法人は，主たる事務所の住所が総社市であるという意味合いであり，15法人の全てが総社市でのみ事業運営を行っている訳ではない点には注意が必要である。その他にも，主たる事務所が総社市以外にあり，総社市内において施設のみを運営する法人が存在することも考えられる。しかし，そのような施設は，開示されている情報を精査したが存在していないようである。

さらに，社会福祉法人が実施できる事業の種類には，社会福祉事業，公益事業及び収益事業の3つがある[2)]。しかし，その3つのうちの社会福祉事業だけでも，さまざまな事業形態と事業内容が社会福祉法で定められており，社会福祉法人が地域全体（本稿で言えば，岡山県総社市）で提供している社会福祉事業の全体像を把握するためには，特定の地域に限定し，その地域において社会福祉事業を運営している社会福祉法人（他の都道府県に主たる事務所が存在している法人を含む）の全ての施設を網羅的に分析しなければ不可能である。

そこで，本稿では，上記の通り対象を絞り15法人とし，15法人間の経営指標や現況報告書の内容を比較・検討し，事業の運営の在り方に加えて，情報開示の問題点とその在り方を考察する。そして，その考察結果から，我が国の社会福祉法人における事業運営と情報開示の課題を整理し，その課題解決の方向性を探ることになる。

2　先行研究を踏まえた論点整理及び研究の枠組み

これまでの先行研究としては，厚生労働省によって検討された報告書がある。厚生労働省は，2014年7月4日に社会福祉法人の在り方等に関する検討会による「社会福祉法人制度の在り方について」の報告書を公表した。特に，この報告書では，「地域における公益的な活動の推進」，「法人組織の体制強化」，「法人運営の透明性の確保」について，社会福祉法人が必ず実施していく必要があるとしている（社会福祉法人の在り方に関する検討会，2014，p.3）。なお，中でも筆者は，

社会福祉法人は補助金や税制上の優遇措置を受けるため，地域における公益的な活動の推進が重要な課題であると考えている。

また，この報告書を前提として，日本公認会計士協会（2018）では，非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標」を公表し，社会福祉法人の経営状況の分析に資する指標を整理して提示している。

その他にも，黒木（2018）では，2009年から2010年における大阪府下142法人を対象とし，社会福祉法人の自発的な会計ディスクロージャーと業績に相関関係があるのか否かについて検証している。そこでは，会計ディスクロージャーと経営者による好業績か否かの判断が業績と関連していることを示している。また，同じく黒木（2018）では，大阪府下の2013年7月時点の577法人を対象とし，我が国の社会福祉法人において特有の論点である人的支出と内部留保の関連性に着目した研究を行っている。そこでは，人的支出が相対的に高く，人に手厚い社会福祉法人ほど，固定費である人件費を維持するために，内部に資金を留保するというインセンティブの存在が実証されている。さらに，國見（2018）は，神奈川県川崎市の主に高齢者及び障害者分野を担当する「健康福祉局」所轄49法人，児童分野を担当する「こども未来局」所轄16法人の合計65法人を対象として，公表財務データを用いて高齢者・障害者・児童の主要3分野毎に内部留保の蓄積状況を詳細に分析している。

したがって，15法人の計算書類及び現況報告書の検討に当たっては，上記の先行研究を踏まえて，法人毎のさまざまな特徴を明らかにするために以下の視点で分析を行う。

(1) 事業区分毎の法人数（高齢関係，児童関係，障害関係，前述した3つの事業のうち2以上の複合事業）
(2) 法人としての設立登記日からの経過年数
(3) 事業区分毎のサービス活動収益規模
(4) 公益事業，収益事業及び地域における公益的な取組[3)] の現状
(5) 15法人の計算書類の整合性（貸借対照表における借方と貸方の残高の整合性，貸借対照表と資金収支計算書の支払資金の整合性，貸借対照表と事業活動計算書の繰越活動増減差額の整合性，引当金及び引当資産の確認）
(6) 事業区分毎の安全性及び収益性分析（その中でも，特に内部留保の多寡を把握するために資産合計額に占める内部留保の割合）

なお，これらは，基本的に本稿の研究目的及び先行研究を踏まえたものである。ここで，先行研究を踏まえて上記6つの分析視点を取り上げた理由について述べておくと，(1)は，國見(2018)が社会福祉法人を主要3分野毎に分析している点を考慮して取り上げている。(2) は，特に事業運営の多様性及び積極性との関連性を把握するために取り上げている。(3) は，先行研究には無かった点であるが，事業規模を把握し，事業運営の積極性を判断するための目安として取り上げている。(4) は，本節冒頭で述べた「社会福祉法人制度の在り方について」の報告書を受けて，

社会福祉法人の事業運営の多様性を明らかにするため取り上げている。(5) は，後ほど言及する，積立資産が十分でない法人が見受けられるとの指摘を考慮して取り上げている。(6) は，黒木 (2018) を考慮し，社会福祉法人の事業運営の多様性と内部留保の多寡を明らかにするために，事業区分ごとの安全性及び収益性分析を行う必要性があると考え取り上げている。

最後に，本稿の研究方法の長所を挙げるとすれば，15法人の事業運営や情報開示について，財務的側面から明らかにできる点であると考えている。しかし，非営利組織である社会福祉法人については，利用者満足度等に関連する非財務的指標が組織のミッションの達成度合いを示す重要な指標であるが，そうした指標は本稿の対象外としている。したがって，そうした利用者満足度等の非財務的指標については，紙幅の関係上，別稿にて検討したい。

また，本稿の限界は，本稿の対象とした15法人と，我が国全体の社会福祉法人数とを比較した場合，事例数が少ない点である。

3　15法人の情報開示分析

ここではまず，岡山県総社市の概要を述べる。そして，社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAM NET）で情報開示されている15法人について，15法人間の経営指標や現況報告書の内容の比較を通して，事業運営の在り方に加えて，情報開示の問題点とその在り方を考察する。

3.1　岡山県総社市の概要

岡山県総社市は，岡山県の南西部に位置し，岡山市と倉敷市に隣接しており，2015年の国勢調査によれば，人口総数66,855人，高齢化率は27.4％である（総務省統計局，2015，総社市）。また，将来の5歳階級別推計人口（2015年は国勢調査による実績値）によれば，2015年，2020年，2025年の推移は，0歳から14歳（9,488人，9,430人，9,210人）右肩下がりに減少，15歳から64歳（39,014人，38,132人，37,668人）右肩下がりに減少，その一方で，65歳以上（18,353人，19,557人，20,021人）が右肩上がりに増加している。(国立社会保障・人口問題研究所，2018，岡山県総社市)

なお，総社市は，2005年3月22日，総社市，山手村，清音村の1市2村による新設合併により誕生している。その後，「子育て王国そうじゃ」を掲げた子育て施策の推進，予約型乗合タクシー「雪舟くん」の運行，「障がい者千人雇用」や，「地食べ」による小規模農家の活性化，少子高齢化が急速に進展する昭和地区の「英語特区」と定住助成制度の実施による地域再生など，福祉と連結した事業を進めている（総社市，2016，p.6)。

また，岡山県南の好立地を生かし，企業の誘致を成功させたことにより，岡山県内で人口が増加している市は，ここ数年では，岡山市，倉敷市，総社市の3市のみである（総社市，2016，p.9)。

確かに，総社市では出生者数が死亡者数を下回る「自然動態の減少」より，市内への転入者が市外への転出者を超える「社会動態の増加」が上回り，人口微増の傾向にある。しかし，このままでは将来的に，生産年齢人口の減少と合計特殊出生率の低下により，人口減少に転じると言われている（総社市，2016，p.9）。

3.2　15法人の現状

ここでは，第2節で掲げた（1）から（6）のうち，（1）から（4）までについて確認する。

まず（1）の事業区分毎（高齢関係事業，児童関係事業，障害関係事業，3つの事業のうち2事業以上の複合事業）の法人数を確認する。

表1の通り，15法人の中では児童関係事業単独の法人が15法人中7法人を占めており，かなりの割合である。

表1　総社市の15法人の現状

法人の名称	法人登記日からの経過年数	直近2019年度サービス活動収益規模	公益事業の有無	収益事業の有無	地域における公益的な取組の有無
（児童関係事業　7法人）					
あのね保育園(児童)	5年以上10年未満	1億円超2億円未満	×	×	○
吉備のくに福祉会（児童）	40年以上50年未満	1億円超2億円未満	×	×	×
真美会（児童）	10年以上20年未満	1億円超2億円未満	×	×	×
進和福祉会（児童）	40年以上50年未満	1億円超2億円未満	×	×	×
すずらん保育園（児童）	50年以上60年未満	1億円超2億円未満	×	×	○
総社福祉会（児童）	40年以上50年未満	4億円超5億円未満	×	×	×
双葉会（児童）	40年以上50年未満	5億円超6億円未満	×	×	○
（障害関係事業　2法人）					
吉備路の会（障害）	30年以上40年未満	3億円超4億円未満	○	×	×
総社市社会福祉事業団（障害）	10年以上20年未満	1億円超2億円未満	×	×	○
（高齢関係事業　2法人）					
スキーム福祉の会（高齢）	20年以上30年未満	5億円超6億円未満	×	×	○
梁善会（高齢）	30年以上40年未満	1億円超2億円未満	×	×	○
（複合事業　4法人）					
経山会（高齢+児童）	20年以上30年未満	30億円超31億円未満	×	○	○
雪舟福祉会（高齢+児童）	20年以上30年未満	5億円超6億円未満	×	×	○
総社市社会福祉協議会（高齢+障害）	10年以上20年未満	3億円超4億円未満	×	×	○
超寿会（高齢+障害）	20年以上30年未満	6億円超7億円未満	○	×	○

（出所）（福祉医療機構，2019，社会福祉法人の現況報告書等情報検索，15法人の報告年度2019年（平成31年度）の現況報告書及び事業活動計算書（法人別）に基づき筆者作成）

その他にも，複合事業については，表1において「高齢＋児童」，「高齢＋障害」の組み合わせがあるが，一般的に「高齢＋児童」の組み合わせは事業関連性が低い。しかし，その組み合わせが存在するのは，最近の待機児童の問題を背景として，事業関連性を重視するよりも地域のニーズ

へ積極的に対応している結果であると思われる。その証拠として，2017年1月19日に開催された，総社市の第2回子ども・子育て会議の資料によれば，年度別入所児童数（年度末）は，2011年から2015年の人数が右肩上がりに増加している。2011年は1,402人の児童数であったのが，2015年には1,599人まで増加している。そうした児童数の増加に本稿で対象とした社会福祉法人の一部が対応しているが，2015年には59人の待機児童が生じている（総社市，2017，p.1）。

次に，(2) の法人としての登記日からの経過年数を確認する。表1では，児童関係事業の7法人のうち5法人が40年以上経過しており，その5法人のうち1法人は50年以上経過している。したがって，児童関係事業の法人に限定した問題ではないが，児童関係事業を開始してから40年以上経過した5法人については，理事や評議員の人選問題や，事業承継の問題が生じていることが推察される。なお，表1の年数は，社会福祉法人としての法人設立登記日からの経過年数である。したがって，例えば15法人の1つである社会福祉法人双葉会のように，社会福祉法人認可前に別の法人形態で保育園を運営している法人も存在している。そのため，経過年数の意味合いについては，注意が必要である。

次に，(3) 事業区分毎のサービス活動収益規模を確認する。表1では，本稿の対象となる直近の報告年度である2019年度の事業活動計算書のサービス活動収益金額に基づいて，1億円規模毎に各法人を分類している。その分類の中で，特に児童関係事業単独の7法人のうち5法人が1億円超2億円未満に分類されている点は，特筆すべき点である。それ以外にも，複合事業の経山会が30億円超31億円未満に分類されている点も特筆すべき点である。さらに，児童関係事業単独の法人のうち，総社福祉会と双葉会のサービス活動収益規模が大きいことも指摘しておきたい。この点については，両法人が共に複数施設を運営しているからだと考えられる。具体的には，総社福祉会が3施設運営しており，双葉会が4施設運営している。

最後に，表1では，(4) 公益事業，収益事業及び地域における公益的な取組の有無の現状が確認できる。

これら3事業に対する取り組みの有無で特筆すべき点は，15法人全体として，公益事業及び収益事業の取組が消極的な点である。また，公益事業を運営している法人が障害関係事業に取り組んでいる法人のみである点や，経山会が15法人の中で唯一，収益事業に取り組んでいる点も特筆すべき点である。その他にも，事業区分毎に3事業に対する取組の有無を確認すると，児童関係事業単独の4法人（吉備のくに福祉会，真美会，進和福祉会，総社福祉会）の取組が消極的である。なお，そうした4法人がこれら3事業の取組に消極的である背景には，保育園に特化しているために他の事業に取り組む意図がないこと，あるいは比較的小規模であるために，他の事業に取り組む人的余裕がないことが存在すると思われる。したがって，筆者は，そうした4法人がこれら3事業に積極的に取り組むためには，小規模な4法人が共同で取組む仕組みが必要であると考える。

3.3　15法人の計算書類の整合性

ここでは，15法人の経営指標を確認する前に，第2節で掲げた（5）15法人の計算書類の整合性について確認する。なお，それらを確認する理由は，社会福祉法人の安全性及び収益性といった経営指標を分析・評価する際に必要な絶対条件だからである。

まず，計算書類の整合性について，次の3点（①貸借対照表における借方と貸方の残高の整合性，②貸借対照表と資金収支計算書の支払資金の整合性，③貸借対照表と事業活動計算書の繰越活動増減差額の整合性）を確認した。

この3点については，1法人を除き整合性の問題はなかった[4)]。

次に，15法人の引当金及び引当資産について確認を行った。結果は，確認表として，表2に整理している。

表2　15法人の引当金及び引当資産の確認表

法人の名称	賞与引当金 計上の有無	退職給付引当資産 の積立	退職給付引当金 計上の有無
（児童関係事業　7法人）			
あのね保育園（児童）	○	○	○
吉備のくに福祉会（児童）	○	○	○
真美会（児童）	○	○	○
進和福祉会（児童）	×	○	○
すずらん保育園（児童）	×	○	○
総社福祉会（児童）	×	○	○
双葉会（児童）	○	○	○
（障害関係事業　2法人）			
吉備路の会（障害）	○	○	○
総社市社会福祉事業団（障害）	×	○	○
（高齢関係事業　2法人）			
スキーム福祉の会（高齢）	○	○	○
梁善会（高齢）	×	○	○
（複合事業　4法人）			
経山会（高齢＋児童）	○	×	×
雪舟福祉会（高齢+児童）	×	○	○
総社市社会福祉協議会 （高齢＋障害）	×	○（※退職手当 積立基金預け金）	○
超寿会（高齢＋障害）	○	（※引当資産＞積立金）	

（出所）（福祉医療機構，2019，社会福祉法人の現況報告書等情報検索，15法人の報告年度2019年（平成31年度）の貸借対照表（法人別）に基づき筆者作成）

なお，筆者がこの確認表を作成した理由は，社会福祉法人の経営分析指標上では利益率や内部留保率が高い一方，退職給付引当金や修繕積立など積立資産が十分でない法人が見られるとの指摘があるからである（國見，2018，p.123）。

表2では，15法人のうち7法人が賞与引当金を計上していない。これでは，社会福祉法人会計基準第5条に沿った会計処理になっていない。なお，同基準第2条に重要性の乏しいものについては本来の厳密な会計処理によらないことが認められているものの，労働集約的な社会福祉事業においては，重要性が乏しいとは考えにくい。したがって，今後は，同基準に沿った賞与引当金の計上が行われるべきである。

その他にも，表2では，退職給付引当金の計上について，同上第5条で賞与引当金と同様に計上が求められているが，15法人のうち経山会のみが計上していない。そこで，経山会の計算書類に対する注記（社会福祉法人　経山会用）を確認したところ，福祉医療機構が実施する退職手当共済制度に加入しており，外部拠出により財源を確保しているため，引当金は計上不要となっている[5)]。なお，筆者は，賞与引当金や退職給付引当金の計上が社会福祉法人会計基準と乖離しているのは，財務安全性が高いことにより計算書類の分析や活用が行われていなかったことが原因であると考えている。

また，超寿会については，貸借対照表の純資産の部において「退職給付積立金」が計上されているものの，退職給付引当金は計上されていない。それにもかかわらず，計算書類の注記（法人全体用）においては，重要な会計方針において退職給付引当金の注記が存在する。さらに，純資産側の「退職給付積立金」と資産側の「退職給付引当資産」が同一金額でなく，資産側の積立金の額の方が多い金額となっている。

3.4　15法人の安全性分析

上記の通り，15法人のうち一部の法人については，計算書類の整合性や会計処理に問題が存在していた。

以下では第2節で掲げた（6）事業区分毎の安全性及び収益性分析のうち，事業区分毎の安全性分析に加えて，内部留保の多寡を確認するために，資産合計に占める内部留保(純資産の部の「その他の積立金」+「次期繰越活動増減差額」)の割合を比較検討する。

表3のうち，特に3つの経営指標（流動比率，純資産比率，固定長期適合率）については，15法人共に問題がある法人は存在しない。ただし，複合事業を除く，3つの事業（児童関係，障害関係，高齢関係）を単独で行う法人については，総じて純資産比率が非常に高い。また，純資産比率については，15法人全体で見た場合も10法人が80％超の数値になっている。なお，純資産比率が高いことは，補助金や税制上の優遇措置を受けたこともその一因である。したがって，筆者は，そうした優遇措置の趣旨に沿って，無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する責務が，社会福祉法人にあると考える。

その他にも，内部留保の多寡の目安として確認した表3の「内部留保／資産合計」については，単独事業の法人が総じて高く，複合事業の4法人については，単独事業と比較した場合に低い割合となっている。

表3　事業区分毎の安全性分析

（児童関係事業）　（単位：円・%）

法人の名称	資産合計	流動比率	純資産比率	内部留保/資産合計	固定長期適合率
あのね保育園（児童）	205,038,406	216.6%	65.5%	29.0%	87.9%
吉備のくに福祉会（児童）	541,508,983	568.4%	95.6%	54.7%	91.8%
真美会（児童）	181,797,132	235.2%	71.4%	32.7%	88.9%
進和福祉会（児童）	181,643,167	527.3%	83.2%	46.7%	84.3%
すずらん保育園（児童）	352,192,033	660.3%	91.7%	66.3%	82.9%
総社福祉会（児童）	907,100,451	428.5%	94.7%	57.8%	95.1%
双葉会（児童）	1,505,747,975	194.7%	88.1%	61.7%	96.1%

（障害関係事業）　（単位：円・%）

法人の名称	資産合計	流動比率	純資産比率	内部留保/資産合計	固定長期適合率
吉備路の会（障害）	651,161,818	459.5%	86.7%	43.9%	78.4%
総社市社会福祉事業団（障害）	153,745,126	2097.4%	95.7%	93.7%	12.7%

（高齢関係事業）　（単位：円・%）

法人の名称	資産合計	流動比率	純資産比率	内部留保/資産合計	固定長期適合率
スキーム福祉の会（高齢）	1,758,159,721	1135.6%	94.4%	55.1%	65.9%
梁善会（高齢）	1,348,613,860	8187.9%	98.2%	52.7%	87.4%

（複合事業）　（単位：円・%）

法人の名称	資産合計	流動比率	純資産比率	内部留保/資産合計	固定長期適合率
経山会（複合※高齢+児童）	9,046,315,481	354.4%	41.7%	19.4%	83.0%
雪舟福祉会（複合※高齢+児童）	1,262,659,526	542.2%	72.0%	28.5%	83.5%
総社市社会福祉協議会（複合※高齢+障害）	883,603,760	443.6%	81.7%	25.0%	80.9%
超寿会（複合※高齢+障害）	1,482,423,224	252.5%	56.1%	26.2%	84.6%

（出所）（福祉医療機構，2019，社会福祉法人の現況報告書等情報検索，15法人の報告年度2019年（平成31年度）の貸借対照表（法人別）に基づき筆者作成）

3.5　15法人の収益性分析

以下では第2節で掲げた（6）事業区分毎の安全性及び収益性分析のうち，事業区分毎の収益性分析の結果を確認しておきたい。

児童関係事業について増減差額を確認すると，表4の通り，いずれの法人も一部の法人の特定の年度ではマイナスの増減差額を計上した年度があるが，総じて高いプラスの増減差額で推移している。その中でも一番収益規模の大きい双葉会が，サービス活動増減差額及び経常損益増減差額共に，3年連続15%以上の増減差額プラスを計上していることは特筆すべき点である。

表4　児童関係事業の収益性分析

（単位：円・%）

法人の名称	サービス活動収益	サービス活動費用	サービス活動増減差額	経常損益増減差額	サービス活動増減差額率	経常損益増減差額率
あのね保育園（児童）						
2017年度	126,464,390	121,279,384	5,185,006	5,027,859	4.1%	4.0%
2018年度	130,663,017	125,803,971	4,859,046	5,021,404	3.7%	3.8%
2019年度	133,967,469	126,743,800	7,223,669	7,673,521	5.4%	5.7%
吉備のくに福祉会（児童）						
2017年度	121,204,220	113,040,373	8,163,847	12,062,207	6.7%	10.0%
2018年度	147,908,720	142,091,575	5,817,145	6,167,527	3.9%	4.2%
2019年度	145,610,520	148,462,758	−2,852,238	−2,611,312	−2.0%	−1.8%
真美会（児童）						
2017年度	139,716,247	144,908,565	−5,192,318	−3,203,743	−3.7%	−2.3%
2018年度	150,402,042	142,105,321	8,296,721	10,293,898	5.5%	6.8%
2019年度	148,836,468	145,925,273	2,911,195	4,960,415	2.0%	3.3%
進和福祉会（児童）						
2017年度	129,533,030	123,074,774	6,458,256	7,770,420	5.0%	6.0%
2018年度	132,051,580	131,358,800	692,780	2,018,710	0.5%	1.5%
2019年度	122,017,150	128,449,778	−6,432,628	−4,960,921	−5.3%	−4.1%
すずらん保育園（児童）						
2017年度	181,806,785	170,191,605	11,615,180	15,252,938	6.4%	8.4%
2018年度	203,084,772	198,661,032	4,423,740	6,416,353	2.2%	3.2%
2019年度	197,761,278	187,465,844	10,295,434	11,729,181	5.2%	5.9%
総社福祉会（児童）						
2017年度	356,756,215	347,955,715	8,800,500	9,982,473	2.5%	2.8%
2018年度	391,137,815	378,517,071	12,620,744	15,148,641	3.2%	3.9%
2019年度	401,615,378	377,408,604	24,206,774	26,322,720	6.0%	6.6%
双葉会（児童）						
2017年度	416,526,185	344,612,165	71,914,020	74,365,848	17.3%	17.9%
2018年度	587,529,166	496,628,256	90,900,910	90,528,916	15.5%	15.4%
2019年度	603,061,897	509,639,881	93,422,016	92,977,990	15.5%	15.4%

（出所）（福祉医療機構，2019，社会福祉法人の現況報告書等情報検索，15法人の報告年度2017年～2019年度（平成29年度～平成31年度）の事業活動計算書（法人別）に基づき筆者作成）

ちなみに，児童関係事業単独の7法人のうち，規模が大きい法人ほど事業が多岐に渡っている。具体的には，総社福祉会と双葉会については，2019年4月1日現在で複数の施設を運営している。前者は，自己所有の保育園を2施設と，行政から賃借している総社市立中央保育所を運営している。後者については，自己所有の保育園を4施設運営している。

次に障害関係事業については，表5の通りである。その中でも，総社市社会福祉事業団について，全年度における表5の2つの増減差額率は，ほぼ20％を超えている。

しかし，吉備路の会については，2017年度及び2019年度のサービス活動増減差額がマイナスとなっている。ただし，総社市社会福祉事業団と吉備路の会は，障害関係事業となっているが，前者は児童福祉施設を運営しており，後者は障害者支援施設を運営していため，収益性の単純な比較は出来ない。

表5　障害関係事業の収益性分析

（単位：円・％）

法人の名称	サービス活動収益	サービス活動費用	サービス活動増減差額	経常損益増減差額	サービス活動増減差額率	経常損益増減差額率
吉備路の会（障害）						
2017年度	346,808,223	352,657,247	−5,849,024	−4,588,898	−1.7%	−1.3%
2018年度	367,459,423	366,816,373	643,050	1,985,556	0.2%	0.5%
2019年度	381,537,407	384,717,700	−3,180,293	−1,592,483	−0.8%	−0.4%
総社市社会福祉事業団（障害）						
2017年度	122,629,140	93,258,238	29,370,902	29,721,544	24.0%	24.2%
2018年度	124,205,461	98,391,069	25,814,392	26,091,138	20.8%	21.0%
2019年度	125,170,220	100,375,696	24,794,524	25,428,141	19.8%	20.3%

（出所）（福祉医療機構，2019，社会福祉法人の現況報告書等情報検索，15法人の報告年度2017年～2019年度（平成29年度～平成31年度）の事業活動計算書（法人別）に基づき筆者作成）

次に高齢関係事業については，表6の通りである。その中でも，スキーム福祉の会は，2017年度の収益性が突出しているが，それ以外の年度も順調に推移している。しかし，梁善会については，全ての年度においてサービス活動増減差額がマイナスであり，特に2019年度については西日本豪雨災害による施設の浸水により，表6の2つの増減差額率共に，過年度と比べて大幅に変動している。

表6　高齢関係事業の収益性分析

（単位：円・％）

法人の名称	サービス活動収益	サービス活動費用	サービス活動増減差額	経常損益増減差額	サービス活動増減差額率	経常損益増減差額率
スキーム福祉の会（高齢）						
2017年度	592,525,435	531,286,475	61,238,960	55,910,248	10.3%	9.4%
2018年度	575,517,445	563,941,822	11,575,623	14,004,129	2.0%	2.4%
2019年度	582,752,659	568,572,316	14,180,343	16,038,966	2.4%	2.8%
梁善会（高齢）						
2017年度	560,536,400	588,007,016	−27,470,616	−25,233,334	−4.9%	−4.5%
2018年度	563,062,955	602,256,270	−39,193,315	−36,985,892	−7.0%	−6.6%
2019年度	162,058,092	330,053,662	−167,995,570	224,347,984	−103.7%	138.4%

（出所）（福祉医療機構，2019，社会福祉法人の現況報告書等情報検索，15法人の報告年度2017年～2019年度（平成29年度～平成31年度）の事業活動計算書（法人別）に基づき筆者作成）

次に複合事業については，表7の通りである。なお，複合事業の法人は，サービス活動収益の規模が大きな法人が多い。その中でも，経山会や超寿会については，表7の2つの増減差額率が高い。そこで，そうした2法人の増減差額率が高い理由を考えるならば，筆者は，地域のニーズに積極的に対応した結果として収益規模が安定し，その結果，規模の経済を生かしているからだと考える。特に，経山会については，15法人の中で最もサービス活動収益の規模が大きく，全年度における表7の2つの増減差額率が，ほぼ10％を超えている。なお，経山会は，複数の都道府県で社会福祉事業を展開しており，岡山県を中心に広島・兵庫・愛知・北海道において，介護福祉施設及び保育園を展開している（福祉医療機構，2019）。

表7　複合事業の収益性分析

（単位：円・％）

法人の名称	サービス活動収益	サービス活動費用	サービス活動増減差額	経常損益増減差額	サービス活動増減差額率	経常損益増減差額率
経山会（複合※高齢+児童）						
2017年度	2,868,175,857	2,575,248,518	292,927,339	265,500,186	10.2%	9.3%
2018年度	3,236,179,940	2,879,111,390	357,068,550	333,703,385	11.0%	10.3%
2019年度	3,442,317,465	3,023,922,365	418,395,100	403,885,150	12.2%	11.7%
雪舟福祉会（複合※高齢+障害）						
2017年度	445,506,838	442,205,651	3,301,187	3,630,499	0.7%	0.8%
2018年度	555,392,898	560,892,741	−5,499,843	−7,046,119	−1.0%	−1.3%
2019年度	603,482,558	596,686,005	6,796,553	4,863,486	1.1%	0.8%
総社市社会福祉協議会（複合※高齢+障害）						
2017年度	329,510,701	416,637,615	−87,126,914	−86,190,137	−26.4%	−26.2%
2018年度	345,294,061	335,402,626	9,891,435	11,463,270	2.9%	3.3%
2019年度	392,471,263	381,053,181	11,418,082	13,466,761	2.9%	3.4%
超寿会（複合※高齢+障害）						
2017年度	493,884,839	470,181,204	23,703,635	22,916,744	4.8%	4.6%
2018年度	622,777,873	589,046,933	33,730,940	34,186,286	5.4%	5.5%
2019年度	678,931,746	638,223,812	40,707,934	79,953,158	6.0%	11.8%

（出所）（福祉医療機構，2019，社会福祉法人の現況報告書等情報検索，15法人の報告年度2017年～2019年度（平成29年度～平成31年度）の事業活動計算書（法人別）に基づき筆者作成）

さらに，上記では15法人の事業活動計算書により，収益性分析の結果を確認したが，安全性分析を含めて15法人の経営状況を総括すれば，2019年度に西日本豪雨災害による施設の浸水があった梁善会を除けば，総じて事業運営は良好である。

4　分析結果

ここでは，15法人の計算書類や現況報告書の分析を通して明らかになった事業運営の在り方に

加えて，情報開示の問題点とその在り方を考察する。また，その考察から，我が国の社会福祉法人における事業運営と情報開示の課題を整理する。

そこで，以下では，最初に情報開示の問題点とその在り方を考察し，その上で，事業運営の在り方について考察し，課題解決の方向性を探る。

4.1　情報開示の問題点とその在り方

15法人の計算書類及び現況報告書の分析を通して明らかになった情報開示の問題点を取り上げれば，第一に，賞与引当金の計上が無い法人が15法人のうち7法人存在する点，第二に，退職給付引当金について複数の会計処理が存在する点，第三に，その他の積立金の拘束性に関する問題点（例えば，人件費積立金，修繕費積立金　等）の3点となる。

第一は，社会福祉法人会計基準第5条に沿った会計処理になっていないことが問題である。また，賞与引当金については，社会福祉法人の経営指標によって法人間や施設間の比較を行う際の比較可能性を確保する必要性があるため，重要性が乏しい場合を除いて，その計上を徹底する必要がある。

第二は，将来的に社会福祉法人の経営指標の重要性が高まった際，法人間や施設間の比較を行う場合に，退職給付引当金の会計処理の相違点をいかに調整し情報開示すべきか，会計基準等の整備を検討する必要がある。

第三は，カッコ書きで示した人件費積立金や修繕費積立金は，15法人のいくつかの法人で見受けられた積立金である。しかし，人件費積立金や修繕費積立金という名称からすれば，サービス活動収益に対応した費用として積立てられたものであると考えられるので，筆者は，人件費や修繕費といったサービス活動費用について純資産の部で積立ておくこと自体，過度に保守的な会計処理ではないかと考える。

したがって，筆者は，上記の第一から第三については，我が国の社会福祉法人全体に関わる情報開示の課題であると考えている。

4.2　事業運営の在り方

次に，上記における情報開示の課題の検討結果を踏まえて，15法人の事業運営の在り方について，以下検討する。

その検討の前に，15法人の安全性及び収益性分析の結果からすれば，西日本豪雨災害による浸水の被害があった梁善会を除き，全ての法人の総合評価は，概ね良好であった。したがって，筆者は，本稿で対象にした梁善会を除く14法人は，現時点で財政的には公益事業や，地域における公益的な取組を実施する余力が十分にあると考えている。むしろ，15法人のうち10法人の純資産比率が80％超の割合になっていることを考慮すれば，その10法人については，かなり財政余力があるにもかかわらず，過度に事業運営に消極的（特に公益事業及び地域における公益的な取組）

になっていると考える。

そこで，本稿を通して明らかになった15法人の特徴を整理すると，第一に，サービス活動収益規模が小規模な法人（サービス活動収益が2億円未満）が7法人存在する点（そのうち5法人が児童関係事業単独の5法人），第二に，公益事業及び収益事業について消極的な法人が多い点，第三に，総社市の15法人のうち5法人は地域における公益的な取組がない点，第四に，複合事業について「高齢＋児童」の組み合わせがある点（事業関連性よりも地域ニーズへ積極的に対応した結果として）の4点となる。

したがって，筆者は，梁善会を除く14法人の今後の事業運営の在り方として，社会福祉事業だけでなく，公益事業及び収益事業へ積極的に取り組むべきであると考える。その理由は，補助金や税制上の優遇措置を受ける社会福祉法人については，地域における公益的な活動の推進が責務であると考えるからである。

そこで，以下では上記の15法人の特徴や課題を踏まえた上で，本稿の目的である我が国における社会福祉法人の課題について，（1）サービス活動収益規模と，（2）公益事業及び収益事業の取組，の2点を中心に課題を整理する。

4.3　課題解決の方向性

厚生労働省（2018）によれば，2017年度の我が国全体の社会福祉法人は，20,798法人存在している。そこで，福祉医療機構は，（1）サービス活動収益規模について調査を行っている。その集計結果（集計対象法人18,322法人）では，小規模な社会福祉法人が43.5％存在している（なお，1億円未満17.1％，1億円超2億円未26.4％）というデータが示されている。（福祉医療機構, 2018, 社会福祉法人の経営状況「サービス活動収益」の規模別の法人数）。

したがって，筆者は，収益規模の多寡のみが法人の存在意義を示すものではないが，将来的に社会保障費の抑制が求められていることを考えれば，主に地域の社会福祉ニーズへ積極的に取り組んだ結果として，規模の経済を生かしつつ，サービス提供の効率化を検討すべきであると考えている。その根拠は，本稿の分析で明らかになった双葉会（児童）や経山会（複合※高齢+児童）等の存在であると言えば十分であろう。特に筆者は，経山会が岡山県を中心として複数の都道府県で事業展開していることは，社会保障費の抑制と社会福祉ニーズへの積極的な取組という点で，我が国の過疎化や少子高齢化が進展している市町村において，社会福祉法人の積極的な事業展開の事例として非常に参考になると考える。

また，福祉医療機構では，（2）公益事業及び収益事業の取組について調査を行っている。その集計結果（集計対象法人18,322法人）では，社会福祉事業のみを実施している法人，つまり公益事業及び収益事業を実施していない法人が78.5％存在しているというデータが示されている（福祉医療機構，2018，事業区分別法人数（社会福祉事業，公益事業，収益事業））。

しかし，筆者は，社会福祉法人が補助金や税制上の優遇措置を受けていることを考えれば，公

益事業を積極的に行うべきであるし，社会福祉事業や公益事業を行う財源を確保するために，社会福祉事業に支障の無い範囲で収益事業を実施すべきであると考える。

なお，地域における公益的な取組については，我が国の社会福祉法人を総括した実施状況に関するデータが存在しないため把握できないが，総社市の15法人の結果から推察すれば，筆者は児童関係事業単独の小規模な法人については，全国的に見ても取組が消極的であると推察する。

したがって，上記で検討した分析結果について総括すれば，我が国の社会福祉法人は，事業運営の透明性を高めるために，適正な情報開示（具体的には，本稿で指摘した引当金や積立金の問題の解消）を行う必要があると考える。その上で，補助金や税制上の優遇措置を受ける社会福祉法人は，地域の福祉ニーズ（近年では，待機児童の問題や，本稿では取り上げなかったが認知症高齢者の社会問題）に積極的に対応し，特に地域における公益的な取組を実施する責務を果たすべきである。なお，それらに対応するためには，本稿で指摘した双葉会や経山会のように，規模の経済を生かしたサービス提供の効率化が重要である。

5　おわりに

本稿の目的は，社会福祉法人の計算書類及び現況報告書に焦点を当てて，15法人の分析を行い，社会福祉法人の事業運営の在り方に加えて，情報開示の問題点とその在り方を考察することであった。

そこで，本稿の「４．分析結果」においては，そうした考察結果から，我が国の社会福祉法人における事業運営と情報開示の課題を整理し，課題解決の方向性を探った。

15法人の計算書類及び現況報告書の分析を通して明らかになった情報開示の問題点とその在り方は，「４.１　情報開示の問題点とその在り方」で指摘した，第一に，賞与引当金未計上の法人が存在する点，第二に，退職給付引当金について複数の会計処理が存在する点，第三に，その他の積立金の拘束性に関する問題点，の3点に関することであった。

これらは，社会福祉法人の情報開示内容を損なう点であり，こうした問題点は，社会福祉法人の経営指標の信頼性に関わる重要な課題である。

なお，筆者は，こうした問題点は，我が国の社会福祉法人全体に関わる問題であると考えている。

次に，本稿を通して明らかになった15法人の事業運営の特徴は，第一に，サービス活動収益規模が小規模な法人（サービス活動収益が2億円未満）が7法人存在する点（そのうち5法人が児童関係事業単独の5法人），第二に，公益事業及び収益事業について消極的な法人が多い点，第三に，総社市の15法人のうち5法人は地域における公益的な取組がない点，第四に，複合事業について「高齢＋児童」の組み合わせがある点（事業関連性よりも地域ニーズへ積極的に対応した結果として）の4点であった。

これらの点を踏まえて，筆者は，将来的に社会保障費の抑制が求められていることを考えれば，主に地域の社会福祉ニーズへ積極的に取り組んだ結果として，規模の経済を生かしつつ，サービス提供の効率化を検討すべきであると考えている。なお，そうした検討の際に，双葉会（児童）や経山会（複合※高齢＋児童）等の実践は，非常に参考になると考える。

また，こうした効率化の検討は，総社市の社会福祉法人だけではなく，過疎化や少子高齢化が進展している市町村においても行うべきであると考える。

ただし，本稿の限界として15法人の事例のみを取り上げているため，例えば総社市と隣接する倉敷市及び岡山市の事例と比較することによって，それぞれの市町村毎の社会福祉法人の現状と比較することが出来なかった点は，筆者の今後の課題である。

また，それ以外の研究課題としては，我が国における社会福祉法人の情報開示の問題点と関係する，社会福祉法人のガバナンスの問題（例としては，報道で見受けられる一部の社会福祉法人における属人的な運営や法人の私物化）を指摘しておきたい。なお，筆者は，社会福祉法人のガバナンスの欠如が，事業運営の不透明さや経理体制の脆弱性と密接に関係していると考えている。引き続き，筆者の研究課題としたい。

注

1）なお，岡山県における市町村であれば，例えば総社市と隣接する倉敷市及び岡山市を事例として研究することも考えられるが，そうした市町村まで含めると，研究対象が膨大な法人数になるため，紙幅の関係上，断念することになった。しかし，15法人が事業を営む総社市が，岡山県内で人口増加している3市（岡山市，倉敷市，総社市）の1つである点，及び総社市が東部は岡山市，南部は倉敷市の県下2大都市に隣接しており，地理的条件が類似している点を考えると重要なサンプルになるといえる。

2）社会福祉法人が経営する主たる事業は，社会福祉事業であり，社会福祉事業は，第1種社会福祉事業(入所型施設，例えば特別養護老人ホーム等)と，第2種社会福祉事業（公的規制の必要性が低い事業，例えば在宅福祉，保育園等）に区分されている。その他にも，社会福祉法人は，公益事業（社会福祉事業以外の公益を目的とした事業，例えば相談，住居の提供，子育て支援，ボランティア，福祉人材の育成等）と，収益事業（本来営利を目的としていない社会福祉法人が，その事業に要する経費の一部をまかなうために，収益を目的として行う事業）を実施することが可能である。なお，上記で述べた第1種社会福祉事業については，原則として行政及び社会福祉法人のみが実施できる事業である。

3)「地域における公益的な取組」は，2016年に社会福祉法が改正された際に社会福祉法人に課されたものであり，社会福祉法人が既存制度の対象にならない，他の事業体では困難な福祉ニーズに対応するサービスを提供する趣旨で課されたものである。そのため，無料又は低額な料金で提供される福祉サービスを要件としている。具体例としては，空き家問題の解消や買い物難民問題の解消を挙げることができる。

4）整合性に問題があった1法人は，吉備のくに福祉会であるが，(2）の貸借対照表と資金収支計算書の支払資金の整合性のみが問題であった。その問題についても資金収支計算書の前期末支払資金残高の絶対値は合っているが，それにマイナスの符号が付いている単純な入力ミスであった。

5）この退職給付の会計処理については，「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の

留意事項について」(平成28年3月31日／雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号　課長通知)に沿ったものである。

参考文献

國見真理子（2018）「社会福祉法人の内部留保に関する一考察」『大原社会問題研究所雑誌』719・720巻，105-125頁。

黒木淳（2018）『非営利組織会計の実証分析』中央経済社。

厚生労働省（2018）『福祉行政報告例の概況（表9　社会福祉法人数の推移）』。

国立社会保障・人口問題研究所（2018）『男女･年齢（5歳）階級別データ　日本の地域別将来推計人口　平成30（2018）年推計）岡山県総社市』 http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/3kekka/Municipalities.asp（最終閲覧2021年7月14日）

柴毅（2017）「社会福祉法人のガバナンス確保に向けて～持続可能な社会保障制度の確立への公認会計士の貢献～」『会計・監査ジャーナル』，No.743，14-21頁。

社会福祉法人の在り方等に関する検討会（2014）『社会福祉法人制度の在り方について』。https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000050215.pdf（最終閲覧2019年8月27日）

総社市（2016）『第2次　総社市　総合計画　そうじゃ総合戦略』。https://www.city.soja.okayama.jp/data/open/cnt/3/3772/1/dainizisougoukeikakuzenntai.pdf?20210507094339（最終閲覧2021年7月14日）

総社市（2017）『第2回　子ども・子育て会議資料』。https://www.city.soja.okayama.jp/data/open/cnt/3/1322/1/20170118_2.pdf?20170310092052（最終閲覧2021年7月14日）

総務省統計局（2015）『平成27年国勢調査結果　都道府県・市区町村別主要統計表』。https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001049104&cycle=0&tclass1=000001049105（最終閲覧2021年7月14日）

日本公認会計士協会（2018）『社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス強化に向けて～』。https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/2-13-27-2-20140724.pdf（最終閲覧2019年8月27日）

福祉医療機構（2018）「社会福祉法人の現況報告書等の集約結果（2017年度版）」『社会福祉法人等の財務諸表等の電子開示システム』。https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/zaihyoupub/aggregate_results_2018.html（最終閲覧2019年8月27日）

福祉医療機構（2019）「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」『社会福祉法人等の財務諸表等の電子開示システム』。https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do（最終閲覧2019年8月27日）。

＜謝辞＞本稿の改善に当たり，本誌編集委員長坂上学先生ならびに査読をご担当いただいた2名の先生から丁寧かつ貴重なご意見を賜りました。ここに記して感謝を申し上げます。

谷光　透（川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部）

（2021年7月6日　採択）